平成２８年（フ）第５９８号
埼玉県草加市旭町２丁目５―28―506
債務者　渡邊久美子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０８号
東京都町田市高ヶ坂３丁目35―Ａ６―41
債務者　岡本　揚子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２５７号
神奈川県綾瀬市上土棚中５丁目４番６―３号
債務者　譲原　　隆
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２２６２号
神奈川県綾瀬市深谷上６丁目35番15号　エルスール202
債務者　円城寺美由紀
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２３０８号
横浜市保土ケ谷区天王町１丁目12番地８　大日ビル406号
債務者　高橋　　勉
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１号
静岡市駿河区富士見台１丁目４番62―５号　ツインビレッジＳ401号
債務者　浜本　雅美
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月18日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７８号
横浜市港南区野庭町635番地　野庭住宅12棟402号
債務者　早田須美子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１７号
横浜市泉区中田東４丁目56番19―105号
債務者　市川　　琴
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１２３号
横浜市緑区鴨居１丁目10番28―101号
債務者　矢野紀惠子
1　決定年月日時　平成28年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０号
静岡県湖西市新居町内山366番地の58
債務者　小澤　継正
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月22日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５５号
栃木県真岡市西田井793番地、従前の住所栃木県小山市西城南１丁目25番地31　エルパレス103号
破産者　ラーメン一力小山店こと　薄井　信也
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第１０５９号
埼玉県加須市旗井1903番地６
破産者　綿貫　　進
1　決定年月日　平成28年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第３５４号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保796番地12
破産者　浅見　一幸
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１８９１号
横浜市磯子区洋光台５丁目９番41号　クレスト洋光台301号
破産者　早川タキ子
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９７２号
横浜市緑区十日市場町874番地12　グループホームおらんち、旧住所横浜市緑区東本郷２丁目５番６号　飯田ハイツ１号棟203号
破産者　馬場　吉治
成年後見人　坂本　智哉
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２０１９号
横浜市緑区台村町556番地２　メゾンＹＫⅢ101号、旧住所横浜市緑区中山町861番地２　コスモ中山303
破産者　林　　進
1　決定年月日　平成28年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

第明治三二十種五郵年便三月物三十一認可日